

令和2年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社 エスケイジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 八百 博徳
(コード番号 7608 東証 第一部)
問 合 せ 先 管理部長 石井 正則
(電話番号 03-6660-5005)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和2年5月28日開催予定の当社第31期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、令和元年12月26日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の実効性の確保とコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図ると共に、より迅速な経営の意思決定を行うことによる業務執行の機動性と、企業価値の更なる向上を目指すため、令和2年5月28日開催予定の当社第31期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規程の新設ならびに監査役および監査役会に関する規程の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	令和2年5月28日 (木)
定款変更の効力発生日 (予定)	令和2年5月28日 (木)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 (削 除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。 2. 当社の<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 当社は、法令に定める<u>監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 5. <u>第4項に定める補欠の監査等委員である取締役の選任決議の定足数および決議要件は、第2項の規定を準用する。</u> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第21条 ~第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 26 条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 27 条 1. <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 ~第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>当社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第 28 条 1. <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 29 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集手続)</u> 第 30 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u> 第 31 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第32条 ~第38条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 28 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 29 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第30条 ~第36条 (現行どおり)</p>